

介護保険の費用負担見直しについて

1 介護保険の費用負担見直しの趣旨

団塊の世代がすべて75歳を迎える平成37年に向けて、高齢化が急速に進行し、介護給付費の増加が見込まれる中で、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、介護保険制度を維持するため、平成27年8月1日から利用者の負担割合、高額介護サービス費、施設サービス利用者等の補足給付など介護保険の費用負担見直しが実施されました。

2 介護サービスを利用する場合の負担割合の見直し

○一定以上の所得のある方は、介護サービスを利用したときの自己負担割合が、1割から2割に引き上げられました。

＜一定以上の所得のある方＞

次の(1)(2)の両方に当てはまる方が対象です。

(1) 本人の合計所得金額が160万円以上の方

(2) 同一世帯の65歳以上の方の課税年金収入とその他の合計所得金額の合算額が、単身世帯で280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上の方

※ すべての要介護・要支援認定者の方に、自己負担の割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」を7月下旬に発送しました。

※ 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

○(1)に該当するのは、65歳以上の方のうち、所得が上位20%(全国平均)に該当する水準であり、実際に影響を受けるのは、厚生労働省の資料によれば、在宅サービス利用者の15%程度、特別養護老人ホーム入所者の5%程度と推計されています。

○なお、1か月に支払う利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されるため、全ての方の負担が2倍になるわけではありません。厚生労働省の資料によれば、(1)に該当する方で、上限が37,200円の場合については、居宅サービス利用者のうち要介護4で51%、要介護5で62%が、また、施設入所者の大半が上限に達するため、負担が2倍になる方は限られるとされています。

○本市では、8月1日現在、要介護・要支援認定者のうち約4,900人(13%)が2割負担に該当しています。

○市民からの主な問合せ等

- ・負担割合証が届かないが、いつ送付されるのか。送付時期が遅い。
- ・自分が2割負担となる理由は何か。

3 高額介護サービス費の見直し

○介護サービスを利用する場合に1か月に支払う利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費として払い戻しされます。

○世帯内に現役世代並の所得がある高齢者がいる場合、1か月の自己負担の上限が37,200円から44,400円に引き上げられました。

＜現役世代並の所得がある高齢者がいる場合＞

次の(1)(2)の両方に当てはまる方が対象です。

(1) 同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方

(2) 65歳以上が1人の場合は収入が383万円、2人以上の場合は収入合計が520万円以上の方

※ (1)のみに当てはまる方は、基準収入額適用申請の勧奨通知に基づき申請することにより、上限が37,200円となります。

○「現役世代並の所得がある高齢者」については、医療保険制度の「現役並み所得者」と同じ要件です。

○本市では、8月17日現在、要介護・要支援認定者がいる世帯のうち、(1)に該当するのは約2,400世帯で、そのうち、基準収入額適用申請の勧奨通知を発送するのは、約600世帯です。

○市民からの主な問合せ等

- ・2割負担の場合は、限度額が44,400円となるのか。

＜1か月の自己負担の上限額＞

利用者負担段階区分		利用者負担上限額
現役並み所得者	課税	同一世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がおり、単身の場合収入が383万円、2人以上の場合収入合計が520万円以上の方
	一般	下記以外の方
利用者負担第3段階	世帯	利用者負担が第2段階以外の方
利用者負担第2段階	帯非	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方等
		個人で15,000円 世帯で24,600円
利用者負担第1段階	課税	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等
		個人で15,000円

4 施設サービス利用者等の食費・部屋代（補足給付）の見直し

○介護保険施設やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、本人による負担が原則ですが、低所得の方については、負担軽減を行っています。

○在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性をさらに高めるため、食費・部屋代の負担軽減を受けられる方が、非課税世帯の預貯金等の少ない方などに限定されます。

<軽減の対象とならない方>

次の（１）（２）のいずれかに当てはまる方は軽減の対象外です。

（１）配偶者が市民税課税者である方（配偶者と世帯分離をしている場合でも勘案します）

（２）預貯金等が、単身者は1,000万円、配偶者がいる方は合計2,000万円を超える方

※ 預貯金等とは、現金、有価証券等を含み、借入金等があればその額を差し引きます。

※ また、預貯金等の額については、通帳等の写しを添付して申告していただきますが、不正防止の観点から、必要に応じて、金融機関に照会を行います。

○厚生労働省の資料によれば、収入150万円未満の単身世帯で、貯蓄等が1,000万円以上の世帯の占める割合は11%とされています。

また、ユニット型の施設に入所した場合でも、預貯金500万円程度があれば年金額が低い方でも、補足給付を受けながら10年居住することができるとされています。

○本市では、8月1日現在、新規申請の方も含めて約3,800人の方が負担限度額認定証の交付を申請しています。

○なお、市民税課税者であっても、次の要件のすべてに該当する方は、申請することで第3段階の負担軽減を受けることができます。

- ・2人以上の世帯であること（世帯分離した配偶者を含む）。
- ・世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下であること。
- ・世帯の現金、預貯金等の額が合計450万円以下であること。
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ・世帯全員が介護保険料を滞納していないこと。

○市民からの主な問合せ等

- ・通帳等の写しを提出することに抵抗がある。
- ・節約して貯めた預貯金を判断基準とすることに不満がある。

<軽減対象者と負担限度額>

区分	居住費				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	相部屋 (多床室)	
利用者負担 第1段階	820円	490円	320円 (490円)	0円	300円
利用者負担 第2段階	820円	490円	420円 (490円)	370円	390円
利用者負担 第3段階	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	650円

※ 上段が介護老人保健施設等、下段が介護老人保健施設等の金額

5 広報等

介護保険の費用負担見直しに関する広報等は、次のとおりです。

○市政だより7月15日号

8月1日から費用負担の見直しが行われることの周知

○利用者負担割合の見直し等の周知用（国）リーフレット

介護保険室等で配布

○費用負担の見直し周知用ポスター

介護保険室等で掲示のほか、通所施設、入所施設、ケアマネ事業所、イオン幕張店に掲示依頼

○民生委員への周知

民生委員全員に介護保険パンフレット（みんなで支え合う介護保険）とともに費用負担見直しの案内文を送付

○「特定入所者介護（予防）サービス費の見直しに伴う既入所者への配慮等について（協力依頼）」（老人福祉施設・老人保健施設あて）

○「介護保険制度の費用負担の見直しに関する介護支援専門員へのご協力のお願について（依頼）」（介護支援専門員協議会あて）